

○宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

平成31年 3 月 29 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを設置する。

(施設の名称等)

第 2 条 放課後児童クラブ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久松放課後児童クラブ	宮古島市平良字久貝933番地 2
鏡原放課後児童クラブ	宮古島市平良字下里3107番地 1
平一放課後児童クラブ	宮古島市平良字西里635番地 1
下地放課後児童クラブ	宮古島市下地字洲鎌305番地

(令 2 条例 8 ・ 令 6 条例19 ・ 一部改正)

(事業)

第 3 条 放課後児童クラブは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びの活動への意欲及び態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握及び家族への連絡に関すること。
- (5) その他児童の健全育成上必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第 4 条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に放課後児童クラブの施設の管理を行わせることができる。

(対象児童)

第 5 条 放課後児童クラブに入所することができる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宮古島市内に住所を有している児童

(2) 宮古島市立小学校（以下「市立小学校」という。）に就学している児童

(3) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

2 前項の規定にかかわらず、市立小学校に就学している児童であって規則で定めるものは、入所することができるものとする。

（休所日）

第6条 放課後児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれらの日に開所し、又は別に休所日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 6月23日（慰霊の日）

（開所時間）

第7条 放課後児童クラブの開所時間は、正午から午後7時までとする。ただし、市立小学校の休業日（その日が前条の休所日に当たる日を除く。）にあつては、午前7時30分から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開所時間を変更することができる。

（入所の承認）

第8条 放課後児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

(1) 当該児童が疾病その他の理由により、放課後児童クラブの利用が困難と認められるとき。

(2) その他放課後児童クラブの管理運営上支障があるとき。

（入所の制限等）

第9条 指定管理者は、入所児童が病気その他の理由により集団生活が困難と認められるときは、当該入所児童の放課後児童クラブの利用を停止し、又は

入所の承認を取り消すことができる。

(保育料等)

第10条 放課後児童クラブに入所した児童（以下「入所児童」という。）の保護者は、指定管理者に放課後児童クラブの利用に係る料金（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。この場合において、保育料は、指定管理者の収入とする。

2 保育料は、入所児童1人につき月額8,000円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項に掲げる保育料のほか、おやつ代、昼食代、教材費、保険料等入所児童の健全育成を図るために必要な費用を保護者から徴収することができる。この場合において、指定管理者は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で、当該費用の額を定めなければならない。

(保育料の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て規則で定めるところにより、前条の保育料を減額し、又は免除することができる。

(令2条例8・追加)

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 第8条に規定する入所の承認に関する業務
- (3) 放課後児童クラブの保育料等の徴収に関する業務
- (4) 放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(令2条例8・旧第11条繰下)

(指定管理者の指定の申請)

第13条 放課後児童クラブの指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書面を添えて市長に申請しなければならない。

(令 2 条例 8 ・旧第12条繰下)

(指定管理者の指定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に該当するもののうちから、第12条の業務を最も適切に行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が放課後児童クラブの効用を最大限に発揮することができるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った放課後児童クラブの管理を安定して行う能力を有し、かつ、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) その他第 3 条に規定する事業を、円滑に実施するための十分な能力を有するものであること。

(令 2 条例 8 ・旧第13条繰下・一部改正)

(協定の締結)

第15条 市長は、指定管理者と放課後児童クラブの管理に関する協定を締結するものとする。

(令 2 条例 8 ・旧第14条繰下)

(指定管理者の指定の取消し等)

第16条 市長は、指定管理者の責めに帰すべき理由その他の理由により当該指定管理者による管理を継続することが困難と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(令 2 条例 8 ・旧第15条繰下)

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第17条 市長は、第13条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は前条の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければ

ばならない。

(令 2 条例 8 ・ 旧第16条繰下 ・ 一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の 2 第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 放課後児童クラブの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 保育料等の収入の実績
- (3) 放課後児童クラブの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による放課後児童クラブの管理の実態を把握するために必要な事項

(令 2 条例 8 ・ 旧第17条繰下)

(損害賠償義務)

第19条 指定管理者が、故意又は重大な過失により放課後児童クラブの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(令 2 条例 8 ・ 旧第18条繰下)

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者又は放課後児童クラブの業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第 2 項第 2 号及び第 5 号の規定により、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう配慮するとともに、放課後児童クラブの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。従事者が職務を退いた後においても同様とする。

(令 2 条例 8 ・ 旧第19条繰下、令 6 条例19 ・ 一部改正)

(市長による管理)

第21条 第 4 条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者が放課後児童クラブ

の管理に係る業務を行うことができないと認めるときは、当該業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により市長が放課後児童クラブの管理に係る業務を行う場合におけるこの条例の適用については、第6条、第7条第2項及び第11条中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは」と、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項並びに第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第2項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」とする。

(令2条例8・旧第20条繰下・一部改正)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令2条例8・旧第21条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和元年規則第17号で令和元年9月25日から施行)

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、第4条の規定による指定管理者の管理及びこれに関し必要な手続その他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則 (令和2年3月23日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の表に次のように加える改正規定は、公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第55号で令和2年7月1日から施行)

附 則 (令和6年9月26日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和7年規則第18号で令和7年5月28日から施行)

(準備行為)

- 2 第14条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。